

ガス導管事業者の2017年度収支状況等の事後評価（2019年3月）

- ガス導管事業者における効率化・託送料金の低廉化と質の高いガス安定供給の両立を促すため、監視等委員会の料金審査専門会合は、2018年10月から2019年3月にかけて、ガス導管事業者の2017年度収支状況の法令に基づく事後評価を実施するとともに、追加的な分析・評価を実施した。

ガス導管事業者の2017年度収支状況等の事後評価の内容

（１）法令に基づく事後評価の結果

事後評価の対象事業者のうち６社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市及び筑後ガス圧送）については、2017年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した。

これらの事業者については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行うことが適当である。

（２）追加的な分析・評価を行った項目

①託送収支の状況

- 各社の超過利潤及び収益・費用の状況
- 大きな超過利潤が発生した事業者の評価
- 制度改正後新たに原価算入された費用の状況
- 収支管理の更なる適正化に向けた対応

②効率化に向けた取り組み状況

- 大手３社の取組状況
- 効率化取り組みの横展開に向けた方策

③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

- 導管延伸の取り組み状況
- メーター取付数及び供給区域拡張の状況

④内管工事の取り組み状況

- 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析
- 各社の内管工事の取り組み状況を踏まえた対応